

○浪江町都市計画審議会条例
(昭和 45 年 2 月 16 日条例第 4 号)

改正

昭和 54 年 7 月 10 日条例第 27 号

昭和 63 年 3 月 24 日条例第 11 号

平成 12 年 3 月 23 日条例第 3 号

平成 24 年 3 月 28 日条例第 7 号

平成 28 年 3 月 31 日条例第 18 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浪江町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 8 人

(2) 町議会の議員 2 人

2 前項の規定により任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 3 条 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新た

に組織された審議会の最初開催される会議は、町長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、まちづくり整備課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 浪江都市計画審議会条例(昭和31年浪江町条例第32号)は廃止する。

附 則(昭和54年7月10日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月24日条例第11号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第3号)抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。